

## 23. 社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の役員に適用する。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬の支給及び費用弁償をする。

(1) 役員が次の業務に従事した場合には、日額 3,000 円の報酬を支給する。

- ① 役員が、評議員会、理事会及びその他の会議並びに監事監査を実施した場合
- ② 理事会を书面評決とした場合
- ③ 会長が、業務執行のために本会の業務に従事した場合
- ④ ①、②及び③に規定する他、役員が本会のために業務に従事した場合

(2) 役員が前号の業務に従事するために、旅行等した場合には、本会旅費規程の規定に基づき費用弁償をする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって役員に支給する。ただし、役員の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年6月18日から施行し、改正後の第3条第1号の規定は、令和3年6月2日から適用する。